

令和5年度経済産業省委託事業

「令和5年度商取引・サービス環境の適正化に係る事業
(店頭商品デリバティブ取引の実態等調査)」報告書

2024年3月

株式会社リサーチワークス

＝目次＝

I. 調査事業の概要	1
1. 本事業の目的	3
2. 店頭商品デリバティブ取引の取引実態把握（商品先物取引業者等に対するアンケート調査）	4
(1) ヒアリング調査	4
(2) アンケート調査	5
(3) アンケート調査結果	11
3. 店頭デリバティブ取引の取引報告に関する海外事例調査（文献調査）	17
(1) 調査対象文献	17
(2) 調査項目	17
(3) 文献調査の結果	18
4. まとめ	28

I. 調査事業の概要

1. 本事業の目的

昨今、商品先物取引を巡る環境は国際的に大きく変化しており、リーマンショック(2008年)の教訓として、システミック・リスク回避の観点から店頭商品デリバティブ取引の取引実態等の把握の重要性が国際的にも議論されている。

2009年に設立された金融安定理事会(FSB, Financial Stability Board)では、金融システムの脆弱性への対応や金融システムの安定を担う当局間の協調の促進に向けた活動、各国の取引報告規制の導入状況の把握・公表等をしている。その他、証券監督者国際機構(IOSCO, International Organization of Securities Commissions)やBIS決済・市場インフラ委員会(CPMI, Committee on Payments and Market Infrastructures)等は、各国における取引監督の指針となる基本原則の策定や、その遵守状況の把握等を行っている。

このような金融システムの安定確保を図るための国際的な取組の必要性の高まり等を受け、本事業では、店頭商品デリバティブ取引の取引実態等や海外法令文献等を調査することで、店頭商品デリバティブ取引実態を踏まえた規制制度の在り方の検討につなげる、把握した取引実態を国際的な議論に活用する、といったことを目的とする。

2. 店頭商品デリバティブ取引の取引実態把握（商品先物取引業者等に対するアンケート調査）

(1) ヒアリング調査

商品先物取引法（以下、「法」という）における商品先物取引業者（法第2条第23項。以下同じ）若しくは特定店頭商品デリバティブ取引業者（法第349条第1項。以下同じ）の数者に対しアンケート調査の設計についてヒアリングを実施した。

図表 1：ヒアリング調査結果概要

	事業者の声	対処方針
調査期間	調査対象期間を長く設定すれば入手できる情報は増えるものの、事業者の負担は増大し、事業者によっては過去のデータを参照するのに社内手続きが発生する場合もある。事業者の負担と調査の目的を鑑み、調査期間・調査頻度は検討すべき。	ヒアリングを踏まえ、経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ商品市場整備室（以下、「担当課室」という）と協議の上、調査対象とする取引期間を令和4年1月～令和6年2月と設定した。
対象者、対象となる取引の範囲	対象となる者や、対象となる取引範囲を明示する必要がある。	ヒアリングを踏まえ、担当課室と協議の上、法第2条14項第1号から第6号に該当する取引（店頭商品デリバティブ取引）を対象とし、日本国内の個人又は法人（外国法人の子会社を含む）若しくは日本国内に所在する外国法人の支店を取引の一方とする店頭商品デリバティブ取引に限るものとした。
調査項目	事業者の負担を考慮しつつ、リスクを適切に把握する観点から検討する必要がある。	ヒアリングを踏まえ、担当課室と協議の上、取引先数、契約区分、取引方法、商品名、原市場、月間取引量、月間取引金額及び月末建玉残高を報告事項とした。
計算方法	店頭商品デリバティブ取引として扱われている取引は多様なため、それぞれの報告事項の記載方法（や計算方法）について詳細に規定する必要がある。	ヒアリングを踏まえ、担当課室と協議の上、対象事業者への事務連絡を円滑にするため、調査のフローや各調査項目等に関する説明を記載した「実施要領」を日本語・英語版にて作成した。調査中に寄せられた質問やコメント等は随時実施要領に反映することとした。

(2) アンケート調査

システミック・リスクの把握・回避にあたっては店頭商品デリバティブ取引の実態について把握しておく必要があるため、ヒアリング調査の結果も踏まえ、以下の通りアンケート調査を実施した。

調査方法

対象者に対してメールで Excel 様式の調査票等を送付し、メールにて回答を受け付けた。

調査対象期間

令和 4 年 1 月～令和 6 年 2 月まで（月次データでの報告）

- ※ 報告書作成の都合上、本報告書における分析は令和 4 年 1 月～令和 6 年 1 月（以下、「集計対象期間」という）の取引データとして回答されたデータを基に作成している。

調査対象

令和 5 年 10 月 2 日時点で、商品先物取引業者若しくは特定店頭商品デリバティブ取引業者に該当する 138 者（以下、「商品先物取引業者等」という）。

報告対象とする取引の範囲

法第 2 条 14 項第 1 号から第 6 号に該当する取引（店頭商品デリバティブ取引）が対象。ただし、日本国内の個人又は法人（外国法人の子会社を含む）若しくは日本国内に所在する外国法人の支店を取引の一方とする店頭商品デリバティブ取引に限ることとする。なお、報告対象とする商品は、法第 2 条第 1 号から第 4 号に該当する「商品」を指す。

調査項目

調査項目は下記のとおり。

- ・ 取引先数
- ・ 契約区分：自己取引又は媒介、取次ぎ若しくは代理（法第2条22項5号）は区別して報告。
- ・ 取引方法：差金決済取引（CFD取引）（法第2条14項2号に該当）、現物の受渡しを伴う取引（法第2条14項1号に該当）、商品指数取引（法第2条14項3号に該当）、スワップ取引（法第2条14項6号に該当）、オプション取引（法第2条14項4号及び5号に該当）を区別して報告。
- ・ 商品名
- ・ 原市場：参照する価格が取引所取引である場合は取引所名を報告。
- ・ 月間取引量：商品ごとの取引量を、売/買ごとに分けて報告。
- ・ 月間取引金額（想定元本）：想定元本（Notional Amount）ベースで、報告対象月中の売/買のそれぞれの金額を報告。
- ・ 月末建玉残高：月末時点における建玉残高（取組高）を報告。

集計データに関する留意点

- ・ 本調査における集計データは、取引する両者が本調査の対象事業者の場合があり、取引量や取引金額が二重に報告されている可能性がある。
- ・ 取引情報の保存状態等の関係で、調査対象期間の全データを提出していない事業者も一部存在した。
- ・ 想定元本や月末建玉残高の算出に用いる単価や為替レートについては、各社が通常使用するものを採用している。
- ・ オプション取引に関しては、統一的に適切に金額換算するのが難しいため、「月間取引金額」及び「月末建玉残高」を報告必須項目から外した。以下のデータにおいては金額の報告があった取引のみ集計している。

(参考) アンケート調査送付先一覧

商品先物取引業者 19社 (店頭商品デリバティブ取引を実施している事業者のみ)

図表 2: アンケート調査送付先 (商品先物取引業者 19社) 一覧

事業者番号	事業者名
1	あい証券株式会社
2	株式会社あおぞら銀行
11	IG証券株式会社
24	サクソバンク証券株式会社
33	株式会社DMM.com証券
44	株式会社マネーパートナーズ
47	株式会社みずほ銀行
48	株式会社三井住友銀行
49	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社
52	楽天証券株式会社
54	株式会社三菱UFJ銀行
58	株式会社北陸銀行
59	株式会社さくらインベスト
61	フィリップ証券株式会社
64	豊田通商メタルズジャパン株式会社
71	LINE証券株式会社
72	OANDA証券株式会社
74	ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社
75	GMO外貨株式会社

(出典) 経済産業省ウェブサイト (令和5年10月2日時点)

図表 3：アンケート調査送付先（特定店頭デリバティブ取引業者 119 社）一覧

事業者 番号	事業者名	主務省	
		農林水産省 関係	経済産業省 関係
1	株式会社あおぞら銀行		○
2	伊藤忠エネクス株式会社		○
3	オーストラリア・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（銀行）	○	○
4	Cargill, Incorporated	○	○
5	カネツ商事株式会社		○
9	ゴールドマン・サックス証券株式会社	○	○
10	コスモ石油株式会社		○
11	The Bank of Nova Scotia		○
12	ジェイ・アロン・アンド・カンパニー・エルエルシー	○	○
13	ジェイ・アロン・アンド・カンパニー（シンガポール）ピー ティーイー	○	○
14	J.P.Morgan Securities plc	○	○
15	JPMorgan Chase Bank, National Association	○	○
17	J.P.Morgan Ventures Energy Corporation	○	○
18	Shell Eastern Trading (Pte) Ltd		○
19	シティグループ証券株式会社	○	○
20	Scotiabank Europe Plc		○
21	スタンダードチャータードバンク	○	○
22	Standerd Chartered BANK (Hong Kong) Limited	○	○
23	ICBC Standard Bank Plc		○
24	住友商事株式会社		○
25	双日株式会社		○
26	SOCIETE GENERALE	○	○
27	太陽石油株式会社		○
30	Triland Metals Limited		○
31	ドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト（ドイツ銀 行）	○	○
36	野村証券株式会社	○	○
37	バークレイズ証券株式会社		○
38	バークレイズ・バンク・ピーエルシー	○	○
39	ビー・エヌ・ピー・パリバ	○	○
41	BP Singapore Pte. Limited	○	○
42	Summit Energy and Resources Pte Ltd		○
43	PETRO DIAMOND COMPANY LIMITED		○
44	Petro-Diamond Singapore (Pte) Ltd		○
45	丸紅株式会社	○	○
46	丸紅エネルギー株式会社		○
49	Marubeni Petroleum Co.,Ltd.		○
52	株式会社みずほ銀行	○	○
54	三井住友海上火災保険株式会社	○	○
55	株式会社三井住友銀行	○	○
56	三井物産株式会社	○	○

事業者 番号	事業者名	主務省	
		農林水産省 関係	経済産業省 関係
57	三井物産エネルギー株式会社		○
58	ENEOS グローブ株式会社		○
59	三菱商事株式会社		○
60	三菱商事エネルギー株式会社		○
61	三菱商事 RtM ジャパン株式会社		○
62	株式会社三菱 UFJ 銀行	○	○
64	Merrill Lynch International	○	○
66	Merrill Lynch Commodities, Inc.	○	○
68	BofA 証券株式会社	○	○
69	モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社	○	○
71	ユービーエス・エイ・ジー (銀行)	○	○
73	株式会社北陸銀行		○
74	Morgan Stanley Capital Group Inc.	○	○
75	Mitsui & Co. Energy Trading Singapore Pte. Ltd.		○
76	BNP パリバ証券会社		○
77	兼松株式会社		○
78	伊藤忠商事株式会社		○
80	Macquarie Bank Limited	○	○
82	大和証券株式会社	○	○
83	みずほキャピタル・マーケット・コーポレーション		○
84	Commerzbank Aktiengesellschaft (Commerzbank)	○	○
85	Morgan Stanly Capital Group (Singapore)Pte.	○	○
86	Koch Metals Trading Limited		○
87	Koch Commodities Europe Limited		○
88	Koch Refining International Pte. Ltd.		○
89	Koch Supply & Trading Sarl		○
90	キグナス石油株式会社		○
91	岡地株式会社		○
92	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社	○	○
95	BP Oil International Limited acting as agent for BP International Limited		○
96	Citadel Securities LLC		○
97	TOYOTA TSUSHO METALS LIMITED		○
98	ENGIE Global Markets		○
99	SBI リクイディティ・マーケット株式会社		○
100	SBI FX トレード株式会社		○
101	アイエヌジー バンク エヌ・ヴィ	○	○
102	株式会社 Optimized Energy		○
103	RWE Supply & Trading GmbH		○
104	TOTSA TOTAL OIL TRADING SA		○
105	RWE Supply & Trading Asia-Pacific Pte. Ltd.		○
107	Sumitomo Corporation Global Commodities Limited		○
108	Electroroute Energy Trading Limited		○
109	ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド	○	○

事業者 番号	事業者名	主務省	
		農林水産省 関係	経済産業省 関係
110	アストマックス株式会社		○
111	株式会社カーギル・ジャパン	○	○
112	ナティクシス		○
113	東京海上日動火災保険株式会社		○
114	FOREX EXCHANGE 株式会社	○	○
115	World Fuel Services(Singapore)Pte Ltd		○
116	損害保険ジャパン株式会社		○
117	Total Gas & Power Asia Private Limited		○
118	シェルジャパン株式会社		○
119	ENGIE Energy Marketing Singapore Pte.Ltd.		○
120	株式会社 Loop		○
121	ザ・ホンコン・アンド・シヤンハイ・バンキング・コーポ レーション・リミテッド（東京支店）		○
122	HSBC BANK PLC		○
123	MC リテールエナジー株式会社		○
124	アマゾン・エナジー・エルエルシー（Amazon Energy LLC）		○
126	マッコーリーエナジージャパン株式会社		○
127	丸紅ペトロリアム株式会社		○
128	BP Energy Asia Pte. Limited		○
129	RWE Supply & Trading Japan 株式会社		○
130	Olam Global Agri Pte Limited	○	
131	Javelin Global Commodities (UK) Ltd		○
132	株式会社クリーンエナジーコネクト		○
133	丸紅新電力株式会社		○
134	Greenest Energy 株式会社		○
135	Bank of America, N. A.	○	○
136	Citibank, N. A.	○	○
137	Citigroup Global Markets Limited	○	○
138	クレディ・スイス・エイ・ジー		○
139	クレディ・スイス・インターナショナル		○
140	株式会社 JERA パワートレーディング		○
141	ElectroRoute Japan 株式会社		○
142	ザ・ホンコン・アンド・シヤンハイ・バンキング・コーポ レーション・リミテッド		○
143	Osaka Gas Energy Supply and Trading Pte. Ltd.		○
144	エンジー・エナジー・マーケティング・ジャパン株式会社		○
145	A/S Global Risk Management Ltd. Fondsmaglerselskab		○
146	VITOL ASIA PTE LTD		○

（出典）経済産業省ウェブサイト（令和5年10月2日時点）

(3) アンケート調査結果

A) 報告された店頭商品デリバティブ取引の概観

① 取引されている商品

集計対象期間中に取引実績が確認された商品は以下の通り。なお、以降の分析のため、大分類として「金属・エネルギー」（法第2条第2項）、「電力」（同条第4項）、「農産品」（同条第1項）、「その他」の4分類で整理した。また、「金属・エネルギー」及び「電力」を「経済産業省関連商品」、「農産品」を「農林水産省関連商品」と定義した。

図表 4：取引報告があった商品一覧

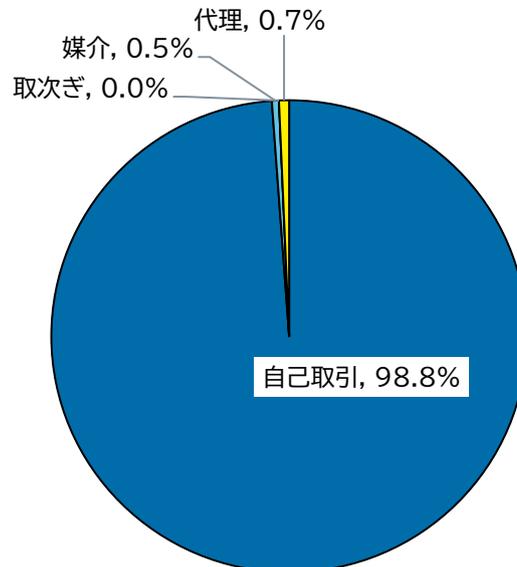
大分類	商品名	大分類	商品名	
金属・エネルギー	金	電力	日本電力	
	銀		その他	
	プラチナ	農産品	一般大豆	
	パラジウム		とうもろこし	
	銅	その他	その他	その他
	アルミニウム			
	ニッケル			
	亜鉛			
	鉛			
	錫			
	Brent 原油			
	Dubai 原油			
	JCC 原油			
	Oman 原油			
	WTI 原油			
	MEC 原油			
	ガソリン			
	ディーゼル			
	ジェット燃料			
	燃料油			
	灯油			
	暖房油			
	天然ガス液			
	ナフサ			
	石油化学製品			
	天然ガス			
	軽油			
	一般炭			
	原料炭			
	鉄鉱石			
コバルト				
その他				

※ 大分類「その他」の商品としては、「プレート」、「商品指数」、「生牛」、「排出権取引」の報告があった。以降の分析においては、特段の記載がない限り、「その他」に分類される商品の取引も含めている。

② 取引形態

集計対象期間における取引形態（自己取引/代理/媒介/代理）は、自己取引が9割以上を占めていた。

図表 5：月間取引金額（想定元本）

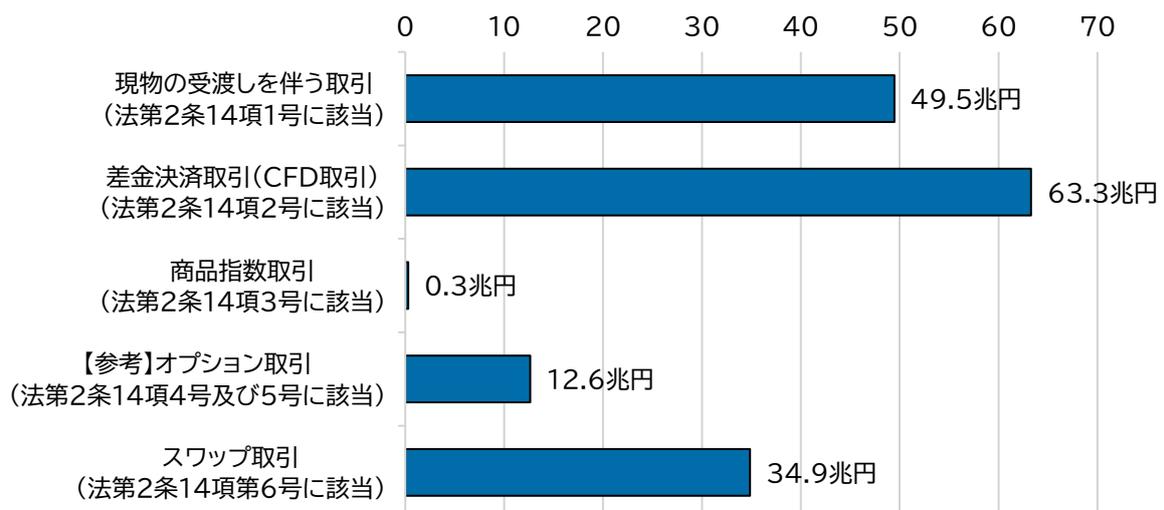


※ 集計対象期間における取引金額（想定元本）の合計に占める、各取引形態別の金額の割合を算出。

③ 取引方法

集計対象期間における取引方法（現物の受け渡しを伴う取引/差金決済取引 /商品指数取引/オプション取引/スワップ取引）別の取引金額（想定元本）の合計は、「差金決済取引」が60兆円を超え最も高く、次いで「現物の受け渡しを伴う取引」が約50兆円となった。

図表 6：月間取引金額（想定元本）

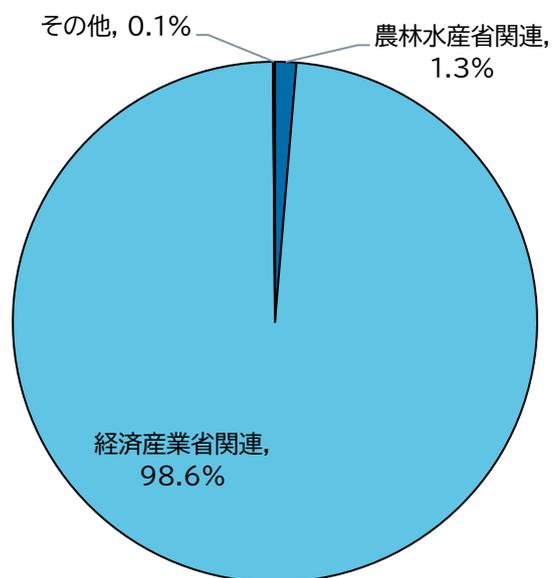


※ オプション取引については、統一的な取引金額（想定元本）の適切な算出が難しいことから、本調査における必須回答項目としなかったため、金額の報告があった取引のみ集計。

④ 所轄官庁別

集計対象期間における月間取引金額を所管省庁ごとに整理すると以下の通りとなった。

図表 7：商品ごとに報告された店頭商品デリバティブ取引の概観

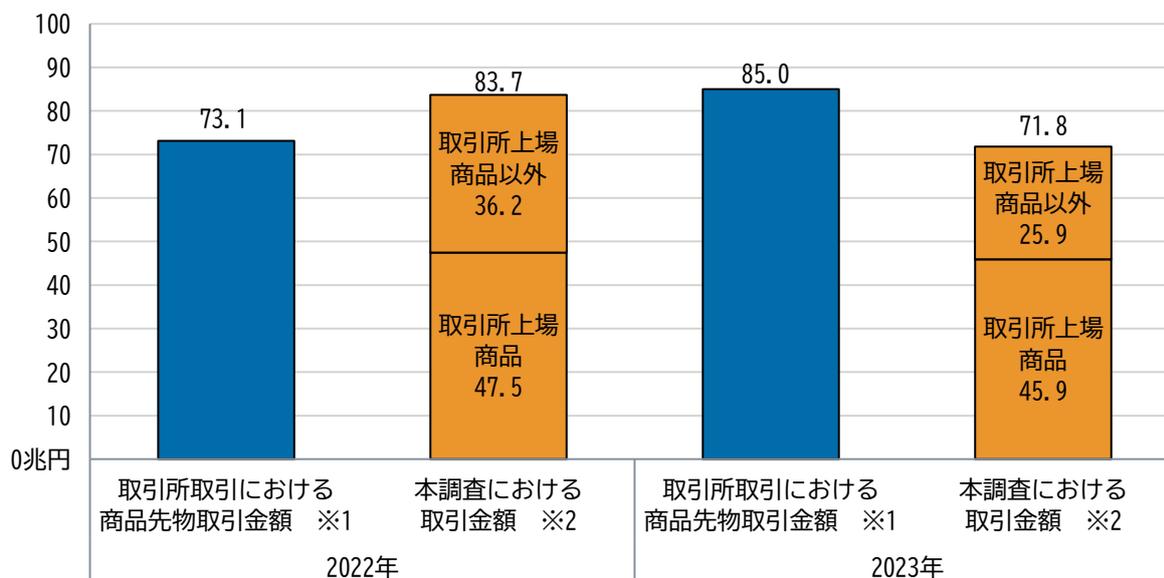


※ 集計対象期間における取引金額（想定元本）の合計に占める、所轄官庁別の金額の割合を算出。

B) 年間取引金額（想定元本）

本調査で報告のあった店頭商品デリバティブ取引の取引金額（想定元本）は、2022年は83.7兆円、2023年は71.8兆円だった。参考までに、日本取引所取引グループ（JPXグループ）にて取引された商品先物取引の取引高（金額）と比較すると以下の通りとなった。

図表 8：店頭商品デリバティブ取引と取引所取引高の年間取引金額（想定元本）



※1：日本取引所グループが公表している取引総括表¹より、商品先物取引の金額を合計。2023年3月1日時点における大阪取引所の上場商品は、金、銀、白金、パラジウム、CME原油等指数、ゴム（RSS3）、ゴム（TSR20）、一般大豆、小豆先物、とうもろこし。2023年3月1日時点における東京商品取引所の上場商品は、ドバイ原油、バージガソリン、バージ灯油、バージ軽油、東エリア・ベースロード電力、西エリア・ベースロード電力、東エリア・日中ロード電力、西エリア・日中ロード電力、LNG先物、中京ローリーガソリン、中京ローリー灯油。

※2：本調査において報告された商品別の月間取引金額（想定元本）を合計。

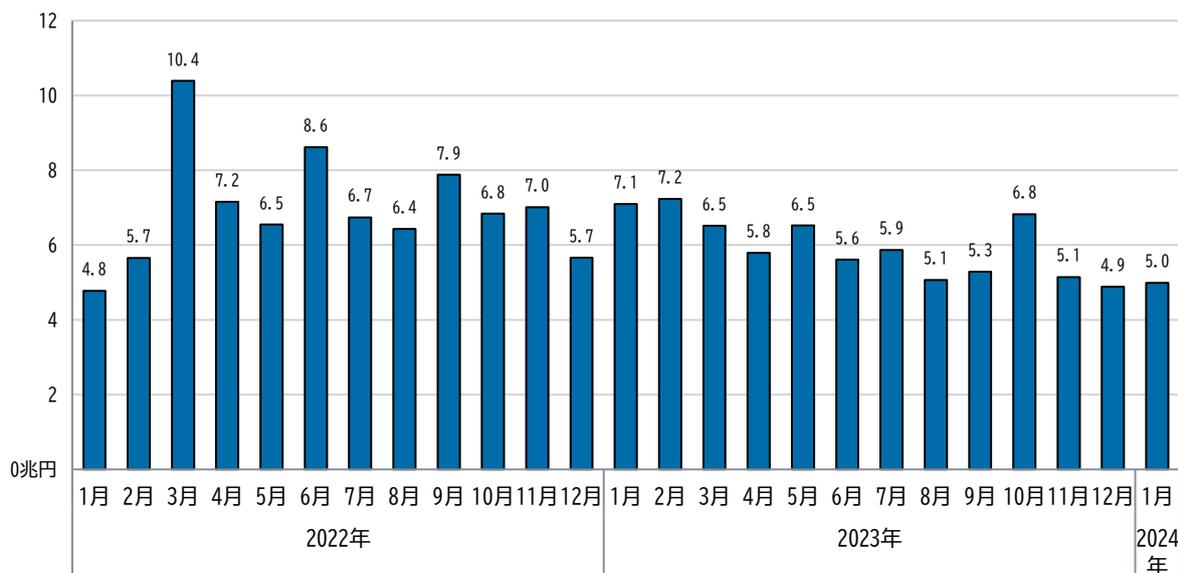
¹ 日本取引所グループ 取引総括表<https://www.jpx.co.jp/markets/statistics-derivatives/trading-volume/nlsgeu000004j469-att/soukatsu_Year_2024.xlsx>

C) 月間取引金額（想定元本）

① 月間取引金額（想定元本）の推移

集計対象期間における月間の取引金額（想定元本）の推移は以下の通りとなった。月間の取引金額は概ね4～8兆円の範囲で推移している一方、2022年3月の月間取引金額は10兆円を超えている。これは2022年2月に発生したロシアによるウクライナへの侵略の影響で原油やジェット燃料などの取引量が増えたことなどが原因と考えられる。

図表 9：月間取引金額（想定元本）



② 商品別

商品ごとの月間取引金額（想定元本）を降順に10項目示すと、以下の通りとなった。

図表 10：商品別平均月間取引金額（想定元本）

大分類	商品名	平均月間取引金額 (想定元本) (兆円)
金属・エネルギー	金(金ミニ取引含)	2.75
金属・エネルギー	WTI 原油	0.93
金属・エネルギー	銅	0.67
金属・エネルギー	銀	0.35
金属・エネルギー	天然ガス (Natural Gas)	0.24
金属・エネルギー	アルミニウム	0.20
金属・エネルギー	プラチナ(白金ミニ取引含)	0.16
金属・エネルギー	Brent 原油	0.15
金属・エネルギー	ニッケル	0.13
金属・エネルギー	Dubai 原油	0.13

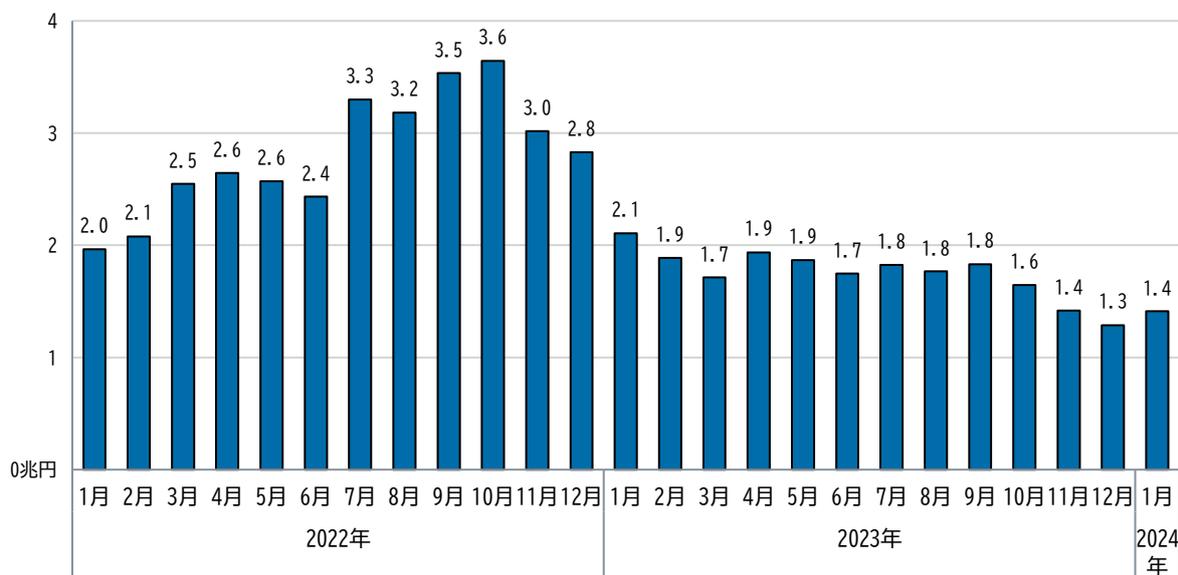
※ 各事業者から報告された集計対象期間中の商品ごとの月間取引金額（想定元本）を合計し、月平均を算出。

D) 月末建玉残高

① 月末建玉残高の推移

集計対象期間における月末建玉残高の推移は以下の通りとなった。2022年は2～4兆円の範囲で推移していたが、2023年以降は概ね1～2兆円程度の範囲で推移している。

図表 11：月末建玉残高



※ 各月末における事業者ごとの商品別の月末建玉残高について、「売ポジションの建玉残高」－「買ポジションの建玉残高」の絶対値を計算し、全事業者・全商品分を合計した。

② 商品別

商品ごとの月末建玉残高を降順に10項目示すと、以下の通りとなった。

図表 12：商品ごとの平均月末建玉残高

大分類	商品名	平均月末建玉残高 (兆円)
金属・エネルギー	Dubai 原油	0.67
金属・エネルギー	金(金ミニ取引含)	0.28
金属・エネルギー	アルミニウム	0.24
金属・エネルギー	Brent 原油	0.16
金属・エネルギー	天然ガス (Natural Gas)	0.14
金属・エネルギー	一般炭	0.12
金属・エネルギー	その他	0.12
金属・エネルギー	銅	0.10
金属・エネルギー	銀	0.09
金属・エネルギー	鉄鉱石	0.05

※ 各月末における事業者ごとの商品別の月末建玉残高について、「売ポジションの建玉残高」－「買ポジションの建玉残高」の絶対値を計算し、全事業者・全商品分を合計し、集計対象期間の月平均を算出した。

3. 店頭デリバティブ取引の取引報告に関する海外事例調査（文献調査）

(1) 調査対象文献

商品先物取引業者等へのヒアリング等も踏まえ、欧州及び米国における店頭（OTC）デリバティブ取引の取引報告について定めた法令について、詳細な調査を行った。具体的には、「令和元年度商取引・サービス環境の適正化に係る事業（電力先物市場に係る調査事業）報告書」²で取り上げられた下記の欧米における取引規制等に係る文書を対象に、文献調査を行った。

図表 13：調査対象文献一覧

法律名		略称	成立年	発行主体	概要
Markets in Financial Instruments Directive ³	第2次金融市場指令	MiFID II	2014年	欧州議会及び理事会	EU域内の金融市場を包括的に規制する指令
Markets in Financial Instruments Regulation ⁴	金融市場規則	MIFIR	2014年		MiFID IIに対応した規則
Market Abuse Directive ⁵	市場濫用指令	MAD II			EU域内における市場濫用行為を規制する指令
Market Abuse Regulation ⁶	市場濫用規則	MAR			MAD IIに対応した規則
European Market Infrastructure Regulation ⁷	欧州市場インフラ規則	EMIR	2012年		EU域内における店頭デリバティブや中央清算に関する規則
Regulation on Energy Market Integrity and Transparency ⁸	エネルギー卸売市場の統合性と透明性について	REMIT	2011年		EU域内におけるエネルギー卸売市場に関する規則
Dodd Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act ⁹	ドッド・フランク法	Dodd-Frank Act	2010年	米国	米国における包括的な金融規制

(2) 調査項目

店頭デリバティブ取引が活発に行われている欧州、米国それぞれの法域における取引報告に関する規制・制度について調査した。具体的には、各法域における報告対象や報告が求められる項目、報告頻度等について調査した。

² <https://www.meti.go.jp/medi_lib/report/2019FY/000157.pdf>

³ <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32014L0065>> (2024年2月29日確認)

⁴ <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32014R0600%3e>> (2024年2月29日確認)

⁵ <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32014L0057>> (2024年2月29日確認)

⁶ <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32014R0596%3e>> (2024年2月29日確認)

⁷ <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32012R0648>> (2024年2月29日確認)

⁸ <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32011R1227>> (2024年2月29日確認)

⁹ <<https://www.congress.gov/111/plaws/publ203/PLAW-111publ203.pdf>> (2024年2月29日確認)

(3) 文献調査の結果

A) 背景

世界的な金融危機を背景に、2009年のG20ピッツバーグ・サミットにおいて、店頭デリバティブ市場について、中央清算機関を通じての清算や、取引情報蓄積機関への報告について合意されるなど、店頭デリバティブ市場に対する規制の強化が議論されてきた。特に、金融機関の破綻といったシステミック・リスクの回避を目的として市場の透明化を図り、事業者に対して取引情報の報告を求める動きなどが進んでおり、本項ではそうした欧米における取引報告の状況をまとめている。

B) 欧州における取引報告について

欧州連合加盟国内の法律と位置づけられるEU法は、EUの基礎となる条約（設立条約等）といった一次法と二次法に分けられ、さらに二次法はその適用範囲と拘束力によって、規則（Regulation）、指令（Directive）、決定（Decision）、勧告・意見（Recommendation）に分類される。本項で取り上げる法令は、すべて「規則」、もしくは「指令」である。「規則」は加盟国に対し直接法的な効力を及ぼすのに対し、「指令」は加盟国に対してその達成を求めたうえで加盟各国による法整備等により効力を持たせるといった違いがある。

① REMIT について

2011年10月に欧州議会及び欧州連合理事会により採択された指令であるRegulation on Energy Market Integrity and Transparency（エネルギー卸売市場の統合性と透明性について/REMIT）¹⁰においては、(a)EU域内で引渡される電力または天然ガス（エネルギー卸売商品）の契約、(b)EU域内で生産、取引、引渡される電力または天然ガスに関連するデリバティブ、(c)EU域内における電力または天然ガスの移送に関する契約、(d)EU域内の電力または天然ガスの移送に関連するデリバティブ）が取引される市場（エネルギー卸売市場）の規制を行っている。

REMIT前文では、取引の国際化に伴い、国境を越えた強力な市場監視が不可欠であると、効率的な市場監視には、取引記録への定期的かつタイムリーなアクセスと共に、電力または天然ガスの生産、貯蔵、消費または移送のための施設の能力及び使用に関する基礎データへのアクセスが必要であるといった記載が見られる。

取引記録の報告義務はREMIT第8条にて規定されている。報告を求める情報は、商品の識別情報、価格と数量、取引日時、取引当事者、受益者等である。なお、具体的な統一規則、タイミング及び方法については別途実施法によって定められる。

¹⁰ Regulation (EU) No 1227/2011 of the European Parliament and of the Council of 25 October 2011 on wholesale energy market integrity and transparency Text with EEA relevance<<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32011R1227>> (2024年2月29日確認)

REMIT 実施法¹¹第 3 条では、報告義務が課されているデリバティブ契約について、「オプション、先物、スワップ及びその他 EU 域内で生産、取引又は引渡される電力や天然ガスに関するデリバティブ契約」、及び「EU 域内におけるオプション、先物、スワップ及びその他電力又は天然ガスの輸送に関する契約のデリバティブ」と定めている¹²。また、REMIT 実施法第 2 条において、店頭取引 (OTC) は「組織された市場 (organized market) ¹³外における取引と定義されている。第 6 条において取引報告経路が定められており、店頭取引については同条第 3 項で「市場参加者またはその代理を務める第三者は、第 3 条(1) (a)、第 3 条(1) (b) (ii) 及び第 3 条(1) (b) (iii) で言及される契約のうち、組織された市場外で締結されたものの詳細を報告しなければならない」とされ、市場参加者または代理人によって、契約締結または注文、変更または終了の翌営業日までに、Agency for the Cooperation of Energy Regulators (欧州エネルギー規制当局協力機構/ACER) に報告することが定められている。

なお、これらの取引報告義務について、2004 年に欧州議会及び欧州連合理事会により採択された Markets in Financial Instruments Directive (金融商品市場指令/MiFID I) における報告義務と重複する場合は、REMIT における取引報告義務 (第 8 条) の適用が除外される。

② MiFID II・MiFIR について

MiFID I の改正版として 2014 年に欧州議会及び欧州連合理事会により採択された Markets in Financial Instruments Directive II (第 2 次金融市場指令/MiFID II)¹⁴は、① 投資会社、② 市場運営者、③ データ報告サービス提供者、④ 域内に支店を設置することで投資サービスを提供または投資活動を行う第三国企業 を対象として、(a) 投資会社の認可と営業条件、(b) 支店の設立を通じた第三国企業による投資サービスまたは活動の提供、(c) 規制市場の認可と運営、(d) データ報告サービスプロバイダーの認可と運営、(e) 管轄当局による監督、協力及び執行に関する要件を定め、加盟国に対して法整備等による対応を要求する指令である。

なお、MifiD II の規制は、REMIT において規制対象となっているエネルギー卸売商品は対

¹¹ Implementing regulation - 1348/2014 - EN - EUR-Lex<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg_impl/2014/1348/oj> (2024 年 2 月 29 日確認)

¹² 第 3 条原文：“1. The following contracts shall be reported to the Agency:

(a) As regards wholesale energy products in relation to the supply of electricity or natural gas with delivery in the Union: (中略)

(b) Wholesale energy products in relation to the transportation of electricity or natural gas in the Union: (中略)

(ii) Contracts relating to the transportation of electricity or natural gas in the Union between two or more locations or bidding zones concluded between market participants on secondary markets, specifying physical or financial capacity rights or obligations, including resale and transfer of such contracts,

(iii) Options, futures, swaps and any other derivatives of contracts relating to the transportation of electricity or natural gas in the Union. (後略)”

¹³ 組織化された市場のリストは EU により公開されている。ACER REMIT: List of Organised Market

Places<<https://data.europa.eu/data/datasets/acer-remit-list-of-organised-market-places?locale=en>> (2024 年 3 月 4 日確認)

¹⁴ Directive 2014/65/EU of the European Parliament and of the Council of 15 May 2014 on markets in financial instruments and amending Directive 2002/92/EC and Directive 2011/61/EU (recast) Text with EEA relevance<<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32014L0065>> (2024 年 2 月 29 日確認)

象外となる。

MiFiDIIに対応する規則として、加盟国に対してより直接的に効力を及ぼすのが Markets in Financial Instruments and amending Regulation (MiFIR/金融商品市場規則)¹⁵となっている。

MiFIR 第 21 条は「債券、ストラクチャード・ファイナンス商品、排出権及びデリバティブに関する取引後の開示」について定めており、取引の量と価格、及び締結された時刻について、APA (approved publication arrangements ; 取引報告代行機関) という取引報告代行機関を通じて公開することを求めている。

APA (取引報告代行機関) は、MiFiDII 第 4 条において、MiFIR 第 20 条及び第 21 条に基づき、投資会社に代わって取引報告書を公表するサービスを提供する権限を本指令に基づき付与された者と定義されている。第 64 条においてより具体的に APA に対する組織要件が定められており、加盟本国は、APA に対し、情報への迅速なアクセスを確実にする方法で、非差別的に、かつ、他の情報源からの同様のデータとの統合が容易になる形式で、当該情報を効率的かつ一貫性をもって普及させることができるように APA に要求するものとしている。¹⁶

APA により取引情報を公表するタイミングは「技術的に可能な限りリアルタイムに近い形で」となっているものの、所轄当局により公開の延期を規定することは認められている。

さらに、MiFiDII では、取引所及び APA から上記を含む金融商品の取引報告を収集し、金融商品ごとの価格及び出来高データを提供する継続的な電子ライブ・データ・ストリームに統合するサービスを提供する権限を CTP (consolidated tape provider) に与えている。

また、MiFIR 第 26 条においては、投資会社による取引報告義務が定められており、取引の翌営業日の営業終了時までには、商品の名称と番号、数量、実行日時、取引価格、顧客、投資会社内の担当者又はコンピュータ・アルゴリズムの識別の指定、取引が行われた場合の適用除外事項、関係投資会社を識別する手段等の詳細を含めるものとされている。店頭取引については、取引の種類（主に金融商品の評価に関連する要因によって決定されるものと、その他の要因によって決定されるものか）を識別するための記載を行うものとされ、商品デリバティブについては、取引が客観的に測定可能な方法でリスクを低減しているかどうかを報告しなければならない。

なお、この取引報告は、投資会社自身のほか、その代理を務める ARM (approved reporting mechanisms)、又は取引所により提出することも可能となっている。

MiFiDII 第 4 条において、ARM は、本指令に基づき、投資会社に代わり、取引の詳細を管轄当局または ESMA に報告するサービスを提供する権限を付与された者と定義されている。

MiFIR 第 65 条において、ARM の組織要件が定められており、加盟本国は、MiFIR 第 26 条に基づき要求される情報を、可能な限り迅速に、遅くとも取引が行われた日の翌営業日の終了時までには報告するための適切な方針及び仕組みを整備することを、ARM に要求するものと

¹⁵ Regulation (EU) No 600/2014 of the European Parliament and of the Council of 15 May 2014 on markets in financial instruments and amending Regulation (EU) No 648/2012 Text with EEA relevance<<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32014R0600%3e>> (2024 年 2 月 29 日確認)

¹⁶ APA として認定された事業者については、後述する ARM や CTP などとともに ESMA で公表されている<https://registers.esma.europa.eu/publication/searchRegister?core=esma_registers_upreg> (2024 年 2 月 29 日確認)

されている。

③ MAR・MAD II について

2014年に採択されたMarket Abuse Regulation (MAR/市場濫用規則)¹⁷及びMarket Abuse Directive (MAD II/市場濫用規則)¹⁸においては、加盟国のインサイダー取引や市場操作に対する規制や刑事罰について定めている。2003年に採択されたMarket Abuse Directive (MAD I) では市場取引に焦点を当てていたものの、近年では店頭 (OTC) のみで取引される商品についても規制の範囲とすべきとしている。なお、MARの第23条において、規制のため、所轄官庁は、商品デリバティブに関連して、標準化されたフォーマットに従って、関連するスポット市場の市場参加者に情報を要求し、取引に関する報告書を入手し、トレーダーのシステムに直接アクセスする権限を有するものと定められている。

④ EMIR における報告義務

European Market Infrastructure Regulation (欧州市場インフラ規則/EMIR)¹⁹では店頭デリバティブ取引への規制を定めている。第9条において、カウンターパーティ及びCCP (Central Counterparty・中央清算機関) は、店頭デリバティブ契約の締結、変更及び終了の翌営業日までに取引の詳細を取引情報蓄積機関に報告するものと規定されている。

なお、認可された金融カウンターパーティ (financial counterparty)²⁰は、清算義務の対象とならない非金融カウンターパーティ (non-financial counterparty)²¹との店頭デリバティブ契約について、双方のカウンターパーティに代わって報告し、内容の正確性を確保することについて単独で責任を負うものとされている。

EMIR第9条に基づいて定められた細則にあたるテクニカルスタンダード²²において、具体的に指定されている報告書のフォーマットは以下の通りである。商品の分類や数量などのほか、想定元本 (Notional Amount) や清算義務 (Clearing Obligation) についても店頭デリバティブ契約の種類を問わず、報告することとなっている。

¹⁷ Regulation (EU) No 596/2014 of the European Parliament and of the Council of 16 April 2014 on market abuse (market abuse regulation) and repealing Directive 2003/6/EC of the European Parliament and of the Council and Commission Directives 2003/124/EC, 2003/125/EC and 2004/72/EC Text with EEA relevance<<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32014R0596%3e>> (2024年2月29日確認)

¹⁸ Directive 2014/57/EU of the European Parliament and of the Council of 16 April 2014 on criminal sanctions for market abuse (market abuse directive)< <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32014L0057>> (2024年2月29日確認)

¹⁹ Regulation (EU) No 648/2012 of the European Parliament and of the Council of 4 July 2012 on OTC derivatives, central counterparties and trade repositories Text with EEA relevance<<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32012R0648>> (2024年2月29日確認)

²⁰ EMIR第2条(8)において、金融カウンターパーティは、投資会社、信用機関、保険会社などと定義されている。

²¹ EMIR第10条より、非金融カウンターパーティは、12か月ごとに過去12か月間の月末平均建玉残高を計算し、テクニカルスタンダードにおいて指定された清算閾値を超えないことを管轄当局に表明することができる。

²² Commission Implementing Regulation (EU) No 1247/2012 of 19 December 2012 laying down implementing technical standards with regard to the format and frequency of trade reports to trade repositories according to Regulation (EU) No 648/2012 of the European Parliament and of the Council on OTC derivatives, central counterparties and trade repositories Text with EEA relevance<<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32012R1247>> (2024年2月29日確認)

図表 14：(参考) EMIR テクニカルスタンダード (COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) No 1247/2012 of 19 December 2012) におけるデリバティブ契約報告書様式

1. 取引相手先データ

	項目	フォーマット
	契約当事者	
1	報告タイムスタンプ	ISO 8601 日付フォーマット/ UTC 時間フォーマット。
2	取引相手先 ID	法人識別子 (LEI) (20 桁の英数字)、中間法人識別子 (20 桁の英数字)、BIC (11 桁の英数字) または顧客コード (50 桁の英数字)。
3	その他の取引相手先の ID	法人識別子 (LEI) (20 桁の英数字)、中間法人識別子 (20 桁の英数字)、BIC (11 桁の英数字) またはクライアントコード (50 桁の英数字)。
4	取引相手先の名前	100 桁の英数字、または法人識別子 (LEI) によりカバーされる場合は空白。
5	取引相手先の所在地	500 桁の英数字、または法人識別子 (LEI) によりカバーされる場合は空白。
6	取引相手先の企業セクター	分類： A = 指令2002/83/ECに従って認可された保証事業； C = 指令2006/48/ECに従って認可された信用機関； F = 指令2004/39/ECに基づく投資会社； I = 指令73/239/EECに従って認可された保険会社； L = 指令2011/61/EUに従って認可または登録されたAIFMが運用する代替投資ファンド； O = 指令2003/41/EC第6条(a)の意味における職業的退職金支給機関； R = 指令2005/68/ECに従って認可された再保険事業； U = 指令2009/65/ECに従って認可されたUCITSとその管理会社、または取引主体識別子 (LEI) によるカバレッジの場合、又は非金融取引相手の場合は空白。
7	取引相手先の金融性または非金融性	F=金融カウンターパーティ、N=非金融カウンターパーティ。
8	ブローカーID	法人識別子 (LEI) (20 桁の英数字)、中間法人識別子 (20 桁の英数字)、BIC (11 桁の英数字) またはクライアントコード (50 桁の英数字)
9	報告主体ID	法人識別子 (LEI) (20 桁の英数字)、中間法人識別子 (20 桁の英数字)、BIC (11 桁の英数字) またはクライアントコード (50 桁の英数字)
10	清算参加者ID	法人識別子 (LEI) (20 桁の英数字)、中間法人識別子 (20 桁の英数字)、BIC (11 桁の英数字) またはクライアントコード (50 桁の英数字)
11	受益者ID	法人識別子 (LEI) (20 桁の英数字)、中間法人識別子 (20 桁の英数字)、BIC (11 桁の英数字) またはクライアントコード (50 桁の英数字)
12	取引能力	P=プリンシパル、A=エージェント
13	相手側	B=買い手、S=売り手。
14	非EEA取引相手先との取引	Y=はい、N=いいえ。
15	商業活動または自己資金調達に直接関連している	Y=はい、N=いいえ。
16	清算基準額	Y=上、N=下。
17	契約の時価評価	xxxx, yyyyの形式で最大20桁の数字。
18	契約の時価評価通貨	ISO 4217 通貨コード、アルファベット3桁。
19	評価日	ISO 8601の日付形式。

	項目 契約当事者	フォーマット
20	評価時間	UTC時間フォーマット。
21	評価タイプ	M=マーク・トゥ・マーケット/0=マーク・トゥ・モデル。
22	担保設定	U=無担保、PC=部分担保、OC=片道担保、FC=全額担保。
23	担保ポートフォリオ	Y=はい、N=いいえ
24	担保ポートフォリオ・コード	数字 10 桁まで。
25	担保価値	最大 20 桁の数値で、xxxx, yyyy の形式で指定する。
26	担保価値の通貨	ISO4217 通貨コード、アルファベット 3 桁。

2. 共通データ

	項目	フォーマット	適用されるデリバティブ契約の種類
	セクション 2a -契約タイプ		すべての契約
1	使用された分類法	使用されている分類法を特定する： U = 製品識別子 [欧州で承認] I = ISIN/AII + CFI E = 中間分類法	
2	プロダクト ID 1	分類法U：製品識別子(UPI ²³) 分類法I： ISIN ²⁴ またはAII、12桁の英数字コード 分類法E： デリバティブのクラス： CO = 商品 CR = クレジット CU=通貨 EQ=資本 IR = 金利 OT = その他	
3	プロダクト ID 2	分類法：U ブランク 分類法：I CFI、6文字のアルファベットコード 分類法：E デリバティブ・タイプ： CD = 差金決済取引 FR = 先物為替予約取引 FU = 先物取引 FW=フォワード OP=オプション SW=スワップ OT = その他	
4	原資産	ISIN (12桁の英数字)、LEI (20桁の英数字)； 中間エンティティ識別子 (20桁の英数字)； B=バスケット I = インデックス	
5	想定通貨 1	ISO 4217 通貨コード、アルファベット3桁。	
6	想定通貨 2	ISO 4217 通貨コード、アルファベット3桁。	
7	納入通貨	ISO 4217 通貨コード、アルファベット3桁。	

²³ Financial Stability Board (金融安定委員会/FSB) により定められた固有商品コード<<https://www.fsb.org/wp-content/uploads/P091019.pdf>> (2024年2月29日確認)

²⁴ 国際証券識別番号。ISO6166 で定められた 12 桁の全世界共通コード

	項目	フォーマット	適用されるデリバティブ契約の種類
	セクション2b - トランスアクションの詳細		すべての契約
8	トレードID	最大52桁の英数字。	
9	取引参照番号	40文字までの英数字フィールド	
10	執行場所	ISO 10383 市場識別子コード (MIC) 、4桁のアルファベット。 関連する場合、取引所外で取引される上場デリバティブの場合はXOFF、店頭デリバティブの場合はXXXX。	
11	コンプレッション	Y=契約の結果がコンプレッションによるものである場合、 N=契約の結果がコンプレッションによるものでない場合。	
12	価格/料金	xxxx, yyyyyの形式で最大20桁の数字。	
13	価格表記	例：ISO 4217 通貨コード、アルファベット3桁、パーセンテージ。	
14	想定元本	xxxx, yyyyyの形式で最大20桁の数字。	
15	価格乗数	数字10桁まで。	
16	数量	最大10桁の数字。	
17	前払い	報告相手先が行った支払いについてはxxxx, yyyyyの形式で、報告相手先が受け取った支払いについてはxxxx, yyyyyの形式で、それぞれ10桁までの数字。	
18	受渡しタイプ	C=現金、P=現物、0=取引相手のオプション。	
19	実行タイムスタンプ	ISO 8601日付フォーマット/ UTC時間フォーマット。	
20	発効日	ISO 8601の日付形式。	
21	満期日	ISO 8601の日付形式。	
22	終了日	ISO 8601の日付形式。	
23	決済日	ISO 8601の日付形式。	
24	基本契約タイプ	フリーテキスト、50文字以内のフィールドで、使用されるマスター契約の名称を特定する（もしあれば）。	
25	基本契約書バージョン	年、xxxx。	
	セクション2c - リスクの軽減/報告		すべての契約
26	確認タイムスタンプ	ISO 8601日付フォーマット、UTC時間フォーマット。	
27	確認手段	Y=非電子的に確認、N=非確認、E=電子的に確認。	
	セクション 2d - クリアリング		すべての契約
28	清算義務	Y=はい、N=いいえ。	
29	清算された (Cleared) かどうか。	Y=はい、N=いいえ。	
30	清算タイムスタンプ	ISO 8601日付フォーマット/ UTC時間フォーマット。	
31	中央清算機関 (CCP) ID	取引主体識別子 (LEI) (20 桁の英数字) 又は、入手できない場合には、中間実体識別子 (20 桁の英数字) 又は、入手できない場合には、BIC (11 桁の英数字)。	
32	グループ内か？	Y=はい、N=いいえ。	
	セクション2e - 金利		金利デリバティブ

	項目	フォーマット	適用されるデリバティブ契約の種類
33	レグ1の固定レート	xxxx, yyyy 形式の数字。	
34	レグ2の固定レート	xxxx, yyyy 形式の数字。	
35	固定レート日数	Actual/365、30B/360、その他。	
36	固定レグの支払い頻度	10D、3M、5Yなど、カウンターパーティが支払いを交換する頻度を表す期間の整数倍。	
37	変動金利の支払い頻度	10D、3M、5Yなど、カウンターパーティが支払いを交換する頻度を表す期間の整数倍。	
38	変動金利のリセット頻度	D = 10D、3M、5Yなど、カウンターパーティが支払いを交換する頻度を表す期間の整数倍。	
39	レグ1の変動金利	変動金利インデックスの名称、例えば3M Euribor	
40	レグ2の変動金利	変動金利インデックスの名称、例えば3M Euribor	
	セクション2f - 外国為替		通貨デリバティブ
41	通貨 2	ISO 4217 通貨コード、アルファベット3桁。	
42	為替レート 1	xxxx, yyyyyyの形式で最大10桁の数字。	
43	先物為替レート	xxxx, yyyyyyの形式で最大10桁の数字。	
44	為替レートベース	例：EUR/USDまたはUSD/EUR。	
	セクション2g - 商品	UPIが報告され、以下のすべての情報が含まれている場合、規則（EU）No 1227/2011に従って報告されない限り、これは要求されない。	商品派生商品
	一般		
45	商品ベース	AG = 農業 EN = エネルギー FR = 運賃 ME = 金属 IN = インデックス EV = 環境 EX = エキゾチック	
46	商品詳細	農業 GO = 穀物 油糧種子 DA = 酪農 LI = 家畜 FO = 林業 SO = ソフト エネルギー OI = 石油 NG = 天然ガス CO = 石炭 EL = 電力 IE = エネルギー間 金属 PR = 貴金属 NP = 非貴金属 環境 WE = 天候 EM = 排出量	

	項目	フォーマット	適用されるデリバティブ契約の種類
	エネルギー		
47	引渡先または引渡ゾーン	EICコード ²⁵ 、16文字の英数字コード。	
48	相互接続ポイント	50文字以内のフリーテキスト。	
49	負荷タイプ	1日の配送期間に対応する製品配送プロファイルを識別するためのフィールド50-54の繰り返し可能なセクション； BL = ベースロード PL = ピークロード OP = オフピーク BH = ブロック・アワー OT = その他	
50	受渡開始日時	ISO 8601日付フォーマット/ UTC時間フォーマット。	
51	受渡終了日時	ISO 8601日付フォーマット/ UTC時間フォーマット。	
52	契約能力	50文字以内のフリーテキスト。	
53	数量 単位	xxxx, yyyyの形式で10桁の数字。	
54	価格/時間間隔の数量	xxxx, yyyyの形式で10桁の数字。	
	セクション2h - オプション		オプションを含む契約
55	オプションタイプ	P=プット、C=コール。	
56	オプションスタイル (行使)	A=アメリカン、B=バミューダ、E=ヨーロッパアン、S=アジアン。	
57	権利行使価格 (上限/下限レート)	xxxx, yyyy の形式で最大10桁の数字。	
	セクション2i - 契約の変更		すべての契約
58	アクションタイプ	N = 新規 M = 修正 E = エラー、 C = キャンセル、 Z = コンプレッション、 V = 評価更新、 O = その他。	
59	アクションタイプの詳細	50文字以内のフリーテキスト。	

²⁵ EU 域内で活動する市場参加者やその他の事業体に付与される固有の識別コード<<https://www.entsoe.eu/data/energy-identification-codes-eic/>> (2024年2月29日確認)

C) 米国における取引報告の状況

米国における報告義務

米国においては2010年に成立したThe Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act（ドッド・フランク法）²⁶の第7章において店頭デリバティブ取引に関する規制が明示されている。ドッド・フランク法ではCommodity Futures Trading Commission（CFTC）及びSecurities and Exchange Commission（SEC）に、店頭デリバティブ市場を規制する権限が与えられている。ここでは特に商品先物取引を管轄するCFTCによる規制対象となるスワップについて取り上げる。なお、ドッド・フランク法において規制の対象となるデリバティブ取引は「スワップ（swap）」と表記されているが、第721条に定義されている通りその範囲はデリバティブ取引を広く含んでいると考えられる。そのため、本項においてもデリバティブ取引を広く規制対象に含むものとして整理する。

ドッド・フランク法では、取引情報の報告が規定されており（第727条）、デリバティブ取引の当事者（代理人を含む）によるスワップデータ蓄積機関への報告が義務となっている。スワップデータ蓄積機関には、提出されたデータの正確性をデリバティブ取引の両当事者に確認する義務が課せられている。リアルタイムの公開報告（デリバティブ取引が成立した時点から技術的に可能な限り速やかに、価格や出来高を含むデリバティブ取引に関するデータを報告すること）が義務付けられている。

清算されたデリバティブ取引であれば、清算を受け入れた清算機関から、CFTCに報告される。一方、未清算のデリバティブ取引については、取引当事者からスワップデータ蓄積機関または、CFTCに報告されるが、取引当事者の属性によって報告義務が課される対象が定義されている。ドッド・フランク法第729条によると、取引当事者のいずれか一方がスワップディーラー又は主要スワップ参加者であるデリバティブ取引については、当該スワップディーラー又は主要スワップ参加者が報告義務を負う。これに対して、取引相手の一方がスワップディーラーであり、他方が主要スワップ取引参加者であるデリバティブ取引については、スワップディーラーが報告義務を負う。上記のいずれにも当てはまらない場合は、どちらが報告をするか、取引当事者が決定する。

スワップデータ蓄積機関は、報告することが義務付けられているデリバティブ取引及び価格データを公表するため、第728条に沿って登録された機関である。また、デリバティブ取引の清算機関については、スワップデータ蓄積機関として登録することが可能となっている。スワップデータ蓄積機関が収集・維持すべき各デリバティブ取引のデータ要素を規定する基準などについては、CFTC及びSECが基準を定めることとしている。

商品先物を管轄するCFTCが作成した規則²⁷では、店頭デリバティブ取引については取引実行の翌営業日までにスワップデータ蓄積機関に報告することとされている。また、譲渡又は更改等に伴う契約相手方の変更時や、終了時、終了日の変更時等の「ライフサイクルイベン

²⁶ DODD-FRANK WALL STREET REFORM AND CONSUMER PROTECTION ACT<<https://www.congress.gov/111/plaws/publ203/PLAW-111publ203.pdf>>（2024年2月29日確認）

²⁷ <<https://www.cftc.gov/sites/default/files/2020/11/2020-21569a.pdf>>（2024年2月29日確認）

ト」発生時においては、元のデリバティブ取引と紐づけ可能な一意の識別子を含む継続データを報告することとなっている。報告すべき情報は、清算状況、商品識別子（UPI コード）、取引者情報、想定元本、取引金額等 128 項目にわたる。

4. まとめ

本調査事業では、直近約 2 年間の店頭商品デリバティブ取引の取引実態をアンケート調査にて把握し、海外の規制制度についても文献調査を行った。国際的な議論において店頭デリバティブ取引の実態把握が求められていることを踏まえ、本調査で行ったアンケート調査は継続的に実施する必要があると考える。また、今後は、本調査で行ったような定量アンケート調査では補足できない事項を補足するため、取引データから大口のポジションを持つ事業者を特定しリスクマネジメントに係るヒアリングを実施するなどの取組も求められるのではないか。